

# 第 12 回 栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和 2 (2020) 年 4 月 2 日 (木) 16 : 00 ~

場所 県庁舎本館 8 階 危機管理センター本部室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針  
について

(2) その他

### 3 閉 会

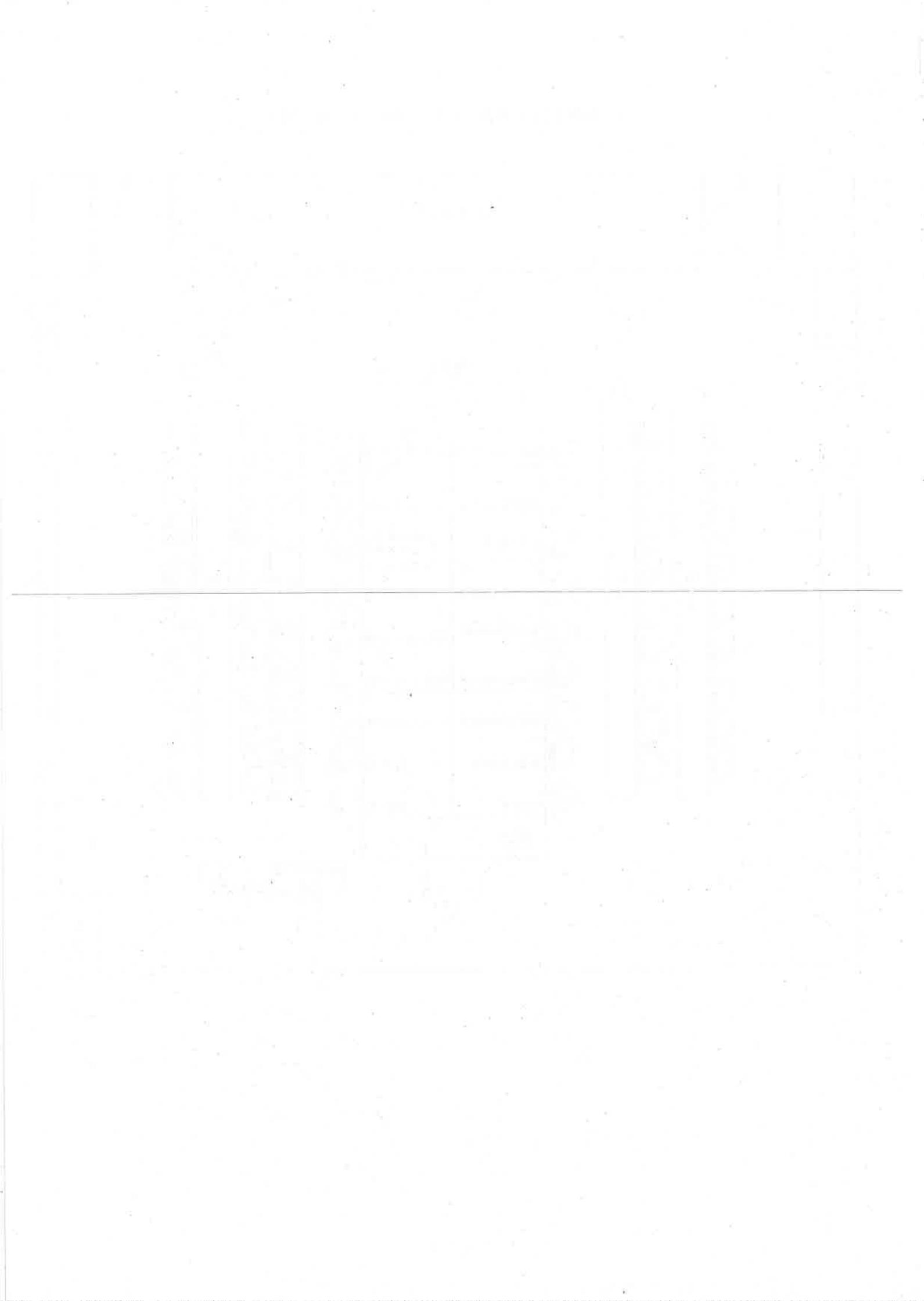


栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	原田 義久
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	千金楽 宏
	環境森林部長	鈴木 英樹
	保健福祉部長	海老名 英治
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	國井 隆弘
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	熊倉 精介
	監査委員事務局長	加藤 高
	労働委員会事務局長	松崎 禎彦
危機管理監	松村 誠	
保健福祉部次長	関本 充博	







## 栃木県内 新型コロナウイルス感染症 発生状況

R2. 4. 1 現在

番号	年代	性別	居住地	陽性判明日	備考
1	60代	女性	県南	2/22 (3/27 退院)	クルーズ船下船
2	30代	女性	県南	3/5 (3/12 退院)	大阪ライブハウス ショッピングセンター勤務
3	40代	女性	宇都宮	3/18	タイ旅行 ※宇都宮市 1 例目
4	50代	男性	県南	3/20	ポルトガル旅行
5	40代	男性	フィリピン	3/24	フィリピンから帰国
6	70代	男性	安足	3/24	親族との接触あり
7	60代	女性	安足	3/25	No. 6 の妻
8	50代	男性	県西	3/25	No. 6 の同僚
9	50代	女性	県西	3/25	No. 8 の妻
10	40代	男性	県南	3/25	別の新型コロナ感染者と濃厚接触
11	10代	男性	県南	3/26	No. 10 の子
12	60代	男性	東京都	3/29	
13	30代	男性	宇都宮	3/31	※宇都宮市 2 例目
14	50代	男性	県南	3/31	
15	20代	男性	県外	4/1	県外で発症 ※宇都宮市 3 例目
16	40代	男性	宇都宮	4/1	No. 13 の兄 ※宇都宮市 4 例目
17	40代	男性	県南	4/1	



# 新型コロナウイルス感染症に関する電話相談

相談日	相談者					相談内容（重複可）			中国語等での相談件数
	一般住民	市町 (庁内含む)	医療機関	その他	計	一般相談	医療相談	計	
1/14			2		2	2	2	4	
1/15									
1/16				1	1	3		3	
1/17			1	1	2				
1/18									
1/19									
1/20									
1/21				1	1	3		3	
1/22				1	1	1		1	
1/23	1	1	2		4	3	2	5	
1/24	4	5	7	1	17	19	6	25	
1/25	2	1			3	1	2	3	
1/26		2			2	1	1	2	
1/27	6	13	11	4	34	26	12	38	
1/28	18	14	12	3	47	46	15	61	
1/29	20	9	10	6	45	45	16	61	
1/30	32	7	19	5	63	52	30	82	1
1/31	42	14	25	13	94	71	31	102	
2/1	6		2		8	7	3	10	
2/2	2				2	1	1	2	
2/3	60	9	15	11	95	64	40	104	
2/4	25	7	8	7	47	43	12	55	
2/5	28	2	4	4	38	31	18	49	1
2/6	30	3	10	2	45	35	24	59	
2/7	25	8	5	1	39	28	14	42	
2/8	4		1	1	6	1	5	6	
2/9	6		1		7	5	5	10	
2/10	30	8	4	4	46	40	15	55	
2/11									
2/12	23		5	4	32	29	11	40	1
2/13	25	2	5	1	33	16	22	38	
2/14	63	1	17	7	88	67	30	97	
2/15	12		8		20	8	16	24	
2/16	9		3		12	5	11	16	
2/17	105	5	24	5	139	89	65	154	
2/18	102	7	14	7	130	86	62	148	
2/19	108	7	14	4	133	91	65	156	1
2/20	84	5	12	6	107	70	49	119	
2/21	91	7	25	3	131	79	67	146	
2/22	75		13		88	53	38	91	1

相談日	相談者					相談内容（重複可）			中国語等での相談件数
	一般住民	市町 (市内含む)	医療機関	その他	計	一般相談	医療相談	計	
2/23	207	6	4	26	243	185	71	256	
2/24	167	1	9	1	178	93	103	196	
2/25	291	14	34	13	352	238	142	380	2
2/26	218	17	24	16	275	156	122	278	1
2/27	199	3	22	16	240	124	132	256	1
2/28	209	6	24	9	248	118	152	270	
2/29	97		13	2	112	33	87	120	
3/1	117		2	2	121	18	105	123	
3/2	249	5	26	18	298	123	192	315	
3/3	183	3	37	33	256	110	158	268	
3/4	219	2	20	12	253	99	171	270	
3/5	185	1	22	27	235	123	125	248	
3/6	515	4	34	19	572	360	228	588	
3/7	196		22	12	230	139	107	246	
3/8	135		8	1	144	59	84	143	
3/9	385	8	39	20	452	202	282	484	
3/10	242	2	33	25	302	136	185	321	
3/11	203	1	13	12	229	105	131	236	
3/12	160		11	22	193	84	113	197	
3/13	197	2	23	19	241	108	144	252	
3/14	74	1	2	3	80	24	61	85	
3/15	79	1	6	2	88	36	53	89	
3/16	229	3	19	18	269	125	162	287	
3/17	166	3	13	16	198	89	127	216	
3/18	196	6	17	29	248	126	131	257	
3/19	229		19	9	257	147	122	269	
3/20	114	1	5	4	124	38	88	126	
3/21	107	1	8	1	117	45	78	123	
3/22	89	4	4	1	98	28	72	100	
3/23	219	4	22	18	263	124	145	269	
3/24	135	2	27	17	181	91	96	187	
3/25	187	4	28	16	235	136	117	253	
3/26	289	11	16	29	345	198	151	349	
計	7,525	253	885	576	9,239	4,941	4,927	9,868	9

新型コロナウイルス感染症の検査実施状況一覧

令和2（2020）年4月1日

	栃木県 (宇都宮市除く)	宇都宮市	合計
合計	424	147	571
1月27日	1	0	1
1月28日	0	0	0
1月29日	0	0	0
1月30日	0	0	0
1月31日	0	0	0
2月1日	2	0	2
2月2日	0	0	0
2月3日	0	0	0
2月4日	0	1	1
2月5日	0	0	0
2月6日	0	0	0
2月7日	0	0	0
2月8日	0	0	0
2月9日	0	0	0
2月10日	0	0	0
2月11日	0	0	0
2月12日	0	0	0
2月13日	0	0	0
2月14日	2	0	2
2月15日	2	1	3
2月16日	0	1	1
2月17日	0	3	3
2月18日	1	3	4
2月19日	3	0	3
2月20日	5	1	6
2月21日	3	2	5
2月22日	2	0	2
2月23日	5	1	6
2月24日	1	0	1
2月25日	3	1	4
2月26日	5	1	6
2月27日	3	1	4
2月28日	9	1	10
2月29日	7	2	9
3月1日	1	0	1
3月2日	4	1	5
3月3日	12	3	15
3月4日	19	2	21
3月5日	10	2	12

新型コロナウイルス感染症の検査実施状況一覧

令和2（2020）年4月1日

	栃木県 (宇都宮市除く)	宇都宮市	合計
合計	424	147	571
3月6日	9	4	13
3月7日	13	4	17
3月8日	5	1	6
3月9日	3	4	7
3月10日	9	3	12
3月11日	7	4	11
3月12日	5	3	8
3月13日	3	1	4
3月14日	4	4	8
3月15日	7	1	8
3月16日	1	5	6
3月17日	11	4	15
3月18日	18	3	21
3月19日	6	3	9
3月20日	10	1	11
3月21日	1	1	2
3月22日	8	1	9
3月23日	2	3	5
3月24日	16	5	21
3月25日	18	5	23
3月26日	25	9	34
3月27日	17	2	19
3月28日	15	3	18
3月29日	18	7	25
3月30日	6	11	17
3月31日	27	12	39
4月1日	60	16	76

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針（案）

令和2（2020）年4月 日

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

国が令和2（2020）年3月28日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、本県における新型コロナウイルス感染症対策を更に推進するため、今後の基本的な対応方針を定める。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年11月策定）等の既存の計画を参考にしつつも、柔軟に対策を選択していく必要がある。

### 1 基本的な方針

- ・新型コロナウイルス感染症が世界的な拡がりをみせる中、感染予防やまん延防止をはじめ、県民等の不安解消、県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、国、市町、関係機関等と連携し、全県を挙げて取り組む。
- ・情報提供・共有、相談及びまん延防止策により、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者や基礎疾患有病者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限にすべく万全を尽くす。
- ・的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限に止める。また、事業継続計画に基づく社会・経済活動の維持に努める。
- ・なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

### 2 実施体制

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部は、市町対策本部と連携し、指定地方公共機関、関係機関・団体及び県民の協力を得ながら、新型コロナウイルス感染症に対する各種対策を推進する。

### 3 対策の重要事項

#### （1）情報提供・共有

- ① 県民等に対し、正確で分かりやすく、かつ、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

＜情報提供や呼びかけの例＞

- ・感染者の発生状況等の正確な情報提供
- ・手洗い、咳エチケット等の基本的な感染予防策の徹底
- ・風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ

- ・感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ電話で相談することが望ましいことの呼びかけ
- ・国が作成した「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」の周知
- ・感染者・濃厚接触者や感染者の診療に携わった医療機関・医療関係者、その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ

また、国、市町等との緊密な連携により、様々な手段により県民等に対してメッセージや注意喚起を行う。

- ② 情報発信に当たっては、国のホームページ等を紹介するなどして有機的に連携させるとともに、県の各種広報媒体やSNS等も積極的に活用し、迅速かつ積極的に県民等（在留外国人、外国人旅行者を含む。）への情報発信を行う。

また、企業や各種団体等とも連携して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くように、丁寧な情報発信を行う。

- ③ 市町と連携した感染拡大防止措置がより迅速かつ的確に講じられるよう、患者の発生地（市町名）等に関する情報を適切に提供する。

## （2）相談

- ① 感染状況等を踏まえ、帰国者・接触者相談センター（広域健康福祉センター、宇都宮市保健所）や市町等の相談体制を拡充する。
- ② 外国人や聴覚障害者に対する相談体制を継続する。

## （3）サーベイランス・情報収集

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② また、保健環境センターの検査体制の強化を図るとともに、保険適用の検査を実施する医療機関や民間検査会社等も活用した検査体制を構築する。
- ③ PCR検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

## （4）まん延防止

- ① 積極的疫学調査により、濃厚接触者に対する健康観察（必要に応じて検査）、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を的確に把握する。
- ② 感染状況を踏まえつつ、クラスター対策や接触機会の低減など、的確なまん延防止策を実施する。また、必要に応じて、国に対し、クラスター対策にあたる専門家の派遣を要請する。
- ③ クラスターが発生しているおそれがある場合には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第24条第9項に基づき、当該クラスターに関係する施設の休業や催物（イベント）の自粛等の

必要な対応を要請する。この場合、国と緊密に情報共有を行う。

- ④ 密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりについて自粛の協力を強く求めるとともに、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。  
感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられる場合は、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛について協力を迅速に要請する。  
その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。
- ⑤ クラスタ対策を抜本的に強化するという観点から、広域健康福祉センターの積極的疫学調査の実施体制の強化に取り組む。感染状況に応じて、宇都宮市保健所をはじめ市町と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、クラスタの発見に資するよう、他の都道府県との迅速な情報共有に努める。
- ⑥ 医療施設や高齢者施設等において、職員が感染源とならないようにすることも含め、院内感染や施設内感染対策を徹底するよう周知を行う。
- ⑦ 学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ⑧ 公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策の徹底を呼びかける。
- ⑨ 職場等における感染の拡大を防止するため、労働者を使用する事業者に対し、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を呼びかける。

## (5) 医療

- ① 感染拡大の状況に応じ、以下のように、柔軟な医療提供体制を確保する。
  - ・現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。
  - ・また、医師の判断により検査を実施し、患者が感染者と認められた場合には、当該医療機関を管轄する広域健康福祉センターや宇都宮市保健所との連携を密にとりながら、感染症法第19条に基づく感染症指定医療機関、入院協力医療機関への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し適切な医療を提供する。
  - ・外来医療について、患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支

障をきたすおそれがある場合は、感染状況や医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制を強化した上で、帰国者・接触者外来を増設し、外来を早急に受診できる体制を整備する。

- ・さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断するときは、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行う。
  - ・こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知する。
  - ・入院医療について、患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断するときは、国に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療の必要性が低い軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要と認めた場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備する。
  - ・また、自宅療養で、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、患者と同居家族等との接触を回避するなど、家族内感染のリスクを下げるための取組を検討し、必要に応じて実施する。
- ② オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じて、法第31条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。
- ・例えば、新型コロナウイルス感染症の重症患者を優先的に受け入れる医療機関の指定など、患者の状態も踏まえ、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保する。
  - ・専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。
  - ・医療機関は、業務継続計画（BCP）も踏まえ、必要に応じて医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討する。
  - ・診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討する。
  - ・例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として必要に応じて設定する。
  - ・オーバーシュートに備え、県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制について、各都道府県と連携しながら検討する。
- ③ その他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。
- ・外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないように、予約による診療や動線が適

切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを検討する。

- ・外国人が医療を適切に受けることができるよう、電話通訳やタブレット端末の活用に努める。
- ・法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間に配慮する。
- ・以上のような医療等の体制が整っていることを、医療関係者や医療機関等のみでなく、広く一般に周知し、適切な医療管理への協力を要請する。

#### (6) 経済・雇用対策

- ① 新型コロナウイルス感染症による県民生活や県内経済への影響を注意深く見極めながら、国の緊急対応策等を活用し、必要かつ十分な対策を講じる。
- ② 事業者の対応等  
事業者に対し、産業医や地域産業保健センターの協力を得て、従業員の健康管理、職場における感染予防策の徹底や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を要請する。
- ③ 県民、事業者への呼びかけ  
ア 県民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたり、消費者としての適切な対応を呼びかける。  
イ 食料品、生活関連物資等の価格を高騰させないために、事業者に対して、買占めや売惜しみが生じないように調査・監視するとともに、必要に応じて関係団体等への指導及び相談窓口の設置等の要請を行う。

#### (7) その他重要な留意事項

- ① 人権等への配慮  
ア 患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。  
イ 海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。  
ウ 各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮する。
- ② 物資・資材の供給  
ア 感染防止や医療提供体制の確保のため、国が購入して確保したマスクや優先供給スキームによる消毒薬について、必要な医療機関や介護施設等に優先的に配布する。
- ③ 関係機関との連携の推進  
ア 国、隣接県、市町、関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ④ 社会機能の維持  
ア 指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるように公

益的事業を継続する。

イ 医療機関等におけるトラブル、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

ウ 混乱に乗じた各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

⑤ 緊急事態措置の実施

ア 国においては、今後の状況が、緊急事態宣言の要件に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとしている。

また、国は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言するにあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で行うこととしている。

イ 県としては、上記アによる国の緊急事態宣言により、実施区域に指定された場合は、県民の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面を踏まえ、必要な緊急事態措置を実施する。

⑥ その他

ア 国においては、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえ、県においても、これに準じた対応に努める。

## 新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準（改定案）

令和2（2020）年4月2日

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、令和2年4月3日以降に県が主催するイベントの開催基準を、以下のとおり定める。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととする。

### 1 開催基準

以下に掲げる項目について感染リスクの評価を行い、判断する。

実施する場合には、いわゆる「3密」をはじめ、下記2の感染防止対策を徹底的に講じることを条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期又は中止を検討する。

- ① 開催規模（参加人数、参集する範囲。屋内で50名以上が集まるイベントについては、慎重に検討する。）
- ② 開催場所（換気の状態）
- ③ 開催期間・時間（同一空間での滞在時間）
- ④ 参加者同士の距離（近距離又は対面）
- ⑤ 参加者の特性（高齢者や基礎疾患を有する者）
- ⑥ 不特定多数か否か

### 2 イベントを開催する場合の感染防止対策

イベントを開催する場合は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）の別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」に基づいた感染防止対策を講じることとする。

特に、別添2）の「クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避」に掲げられた対策の徹底を図るものとする。

### 3 その他

- (1) 県が後援するイベント等についても、本基準の遵守を依頼する。
- (2) 市町、関係団体、民間等が実施するイベント等については、本基準を参考とするよう周知する。

## 別添

### 【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

#### 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場合はマスクを着用させる」など）

#### 2) クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

#### 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡を取り、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡が必要とれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

#### 4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

## 県民利用施設の対応

令和2(2020)年4月2日 栃木県

<p><b>共通事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県管理施設の場合（指定管理者による管理を含む） 十分な換気、来館者が密集しないような誘導等、国の専門家会議の提言に基づく感染防止対策を講ずる。</li> <li>○ 貸館による施設利用の場合 ・4/2付けの「新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベントの開催基準」に基づく感染防止対策の実施を利用者に要請する。 ・利用については、原則として利用者の判断とする。</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がり等を踏まえて、施設利用については適宜見直すこととする。</li> </ul>
--

凡例：  
 4/1～変更あり（14施設）  
 4/1～変更あり（3/20公表済）（5施設）

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の間合せ先
				対応状況（～3/31）	今後の対応（4/1～）	
1	県民	県立美術館	火曜日～日曜日 9:30～17:00	3/25～ 開館 (3/30～4/17: 展示入替のため休館)	同左 (3/30～4/17: 展示入替のため休館) (4/18のギャラリートークは延期)	美術館 総務課 028-621-3566 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
2	県民	県立博物館	火曜日～日曜日 9:30～17:00	3/25～ 開館	同左 (各種講座等の屋内イベントを当面中止)	博物館 総務課 028-634-1311 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
3	県民	県総合文化センター	月曜日～日曜日 ○ホール・会議室等 9:00～22:00 ○ギャラリー 9:00～19:00	3/25～ 予約再開	同左	栃木県総合文化センター利用サービス課 028-643-1000 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
4	県民	とちぎボランティアNPOセンター	火曜日～土曜日 8:30～17:00	3/25～ 予約再開	同左	とちぎボランティアNPOセンター 028-623-3455 県民文化課県民協働推進室 028-623-3422
5	県民	栃木県庁舎・公館（県庁団体見学）	月～金曜日（休日、年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～16:00	3/25～ 見学再開	同左	広報課県民プラザ室 028-623-3766
6	県民	とちぎ青少年センター	9:00～22:00(宿泊室除く) 年中無休	3/25～ 有料施設の予約再開 有料施設以外の一般利用原則禁止	同左	とちぎ青少年センター 028-624-2203 人権・青少年男女参画課 青少年育成担当 028-623-3075
7	県民	とちぎ男女共同参画センター	火～土 9:00～21:00 日 9:00～17:00 月 休館日	3/25～ 有料施設の予約再開 有料施設以外の一般利用原則禁止	同左	とちぎ男女共同参画センター（パルティ） 028-665-7700 人権・青少年男女参画課 男女共同参画担当 028-623-3074

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の間合せ先
				対応状況（～3/31）	今後の対応（4/1～）	
8	県民	栃木県防災館	9:30～16:30 毎週月曜日休館	3/25～ 開館	同左	栃木県防災館 028-674-4843 （北関東総合警備保障株式会社 （指定管理者） 028-639-0436）  消防防災課地域防災担当 028-623-2127
9	環森	日光自然博物館	10:00～16:00 月曜休館	休館（3/6～3/31）	4/1～開館	日光自然博物館 0288-55-0880  自然環境課 028-623-3205
10	環森	中禅寺湖畔国際避暑地記念施設	英国大使館別荘記念公園 イタリア大使館別荘記念公園 中禅寺湖畔ポートハウス 9:00～17:00 12月～3月休館	冬季休館	4/1～開館	日光自然博物館 0288-55-0880  自然環境課 028-623-3205
11	環森	県民の森	森林展示館等 9:00～16:00 水曜休館 （キャンプ場営業期間： 4月末～9月末）	休館（3/6～3/31） 森林展示館 マロニエ昆虫館	4/1～ 開館 森林展示館 マロニエ昆虫館	県民の森管理事務所 0287-43-0479  自然環境課 028-623-3205
12	環森	塩原温泉ビジターセンター	9:00～16:30 火曜休館	休館（3/6～3/31）	4/1～ 開館	塩原温泉ビジターセンター 0287-32-3050  自然環境課 028-623-3205
13	保福	子ども総合科学館	9:30～16:30 月曜日休館	3/25～ 開館 ・プラネタリウム、遊びの世界（ボールプール等）、一部展示は休止	同左	子ども総合科学館 028-659-5555  こども政策課子育て環境づくり推進担当 028-623-3068
14	保福	とちぎ福祉プラザ	【本館】 午前9時～午後9時 （休日：毎月第1日曜日、平日にあたる国民の祝日）  【障害者スポーツセンター】 午前9時～午後9時 （休日：毎週月曜日）	【本館】 ・3/6～3/31の新規予約は停止  【障害者スポーツセンター】 ・休館（3/6～3/31） ・4/1～ 開館（予定）	【本館】 4/1～通常通り開館  【障害者スポーツセンター】 引き続き休館（4/1～4/21）	（福）栃木県社会福祉協議会 とちぎ福祉プラザ管理課 028-621-2940  保健福祉課地域福祉担当 028-623-3047

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の間合せ先
				対応状況（～3/31）	今後の対応（4/1～）	
15	保福	とちぎ健康づくりセンター	<p>【トレーニング室等】 火～土曜日 9時30分～21時 日・祝日 9時30分～17時</p> <p>【貸し館】 火～土曜日 8時30分～21時 月・日・祝・第4火曜日 8時30分～17時</p>	<p>トレーニング室、プール及びリラクゼーションルームの利用並びに集団指導の実施について、3/6～3/31まで休止</p> <p>・3/6～3/31の新規予約は停止 ・予約済のものは延期・中止の検討を要請、変更等が困難な場合は十分な感染防止対策を要請</p>	<p>4/1～ 貸館再開（エアロビクススタジオを除く）</p> <p>4/7～ トレーニング室、プール、ランニングデッキ及び集団指導を時間短縮して再開（リラクゼーションルーム・サウナを除く） ※4/1～6は休止 【トレーニング室等利用時間】 火～土曜日 10時～20時30分 日・祝日 10時～16時30分</p>	<p>(福)とちぎ健康福祉協会 健康づくり課 028-623-5858</p> <p>保健福祉課地域保健担当 028-623-3103</p>
16	保福	栃木県シルバー大学校 (中央校、南校、北校) ※とちぎ生きがいきづくりセンター内	<p>火曜日～金曜日 10時～15時</p>	<p>休館（3/6～3/31）</p> <p>・シルバー大学校授業再開日 中央校4/8・南校4/9・北校4/14</p>	<p>4/1～貸館再開(南校、北校除く) 4/1～テニスコート再開</p> <p>シルバー大学校休校(4/1～4/30)</p>	<p>(福)とちぎ健康福祉協会 事業部事業企画課 028-650-3366 健康づくり課 028-623-5858</p> <p>高齢対策課生きがいきづくり担当 028-623-3048</p>
17	産労	産業技術センター 多目的ホール・多目的ルーム	<p>開館時間：9時～17時 開館日：休館日を除く毎日（休館日：土日祝日、12/29～1/3）</p>	<p>3/25～ 新規予約を再開</p>	<p>同左</p>	<p>・多目的ホール 産業技術センター 028-670-3395</p> <p>・多目的ルーム 県南技術支援センター 0283-22-0733 窯業技術支援センター 0285-72-5221</p>
18	産労	栃木県立宇都宮産業展示館 (マロニエプラザ)	<p>開館時間：9時～21時 開館日：休館日を除く毎日（休館日12/29～1/3）</p>	<p>3/25～ 新規予約を再開</p>	<p>同左</p>	<p>マロニエプラザ事務局 028-664-2266</p> <p>観光交流課観光地づくり担当 028-623-3210</p>
19	農政	なかがわ水遊園	<p>9:30～16:30 月曜、第4木曜定休</p>	<p>3/25～ 通常営業</p>	<p>同左</p>	<p>なかがわ水遊園 0287-98-3055</p> <p>農村振興課水産資源担当 028-623-2351</p>
20	農政	とちぎ花センター	<p>9:00～17:00 月曜定休 ※3～5月は無休</p>	<p>3/25～ 通常営業</p>	<p>同左</p>	<p>とちぎ花センター 0282-55-5775</p> <p>生産振興課果樹花き担当 028-623-2329</p>
22	県土	井頭公園	<p>8:30～18:30</p>	<p>緑の相談所、プールセンター、鳥見亭、花ちょう遊館のみ利用中止 (3/6～3/31)</p>	<p>4/1～ プールセンター、緑の相談所内の学習室及び展示室のみ利用中止</p>	<p>井頭公園管理事務所 0285-83-3121</p> <p>都市整備課公園緑地担当 028-623-2474</p>

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の間合せ先
				対応状況(～3/31)	今後の対応(4/1～)	
23	県土	鬼怒グリーンパーク	8:30-17:30	シャワー設備のみ利用中止 (3/6～3/31)	同左	鬼怒グリーンパーク管理事務所 028-675-1909 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
24	県土	中央公園	8:30-18:00	緑の相談所のみ利用中止 (3/6～3/31)	4/1～ 全ての施設の利用再開	中央公園管理事務所 028-636-1491 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
25	県土	那須野が原公園	8:30-17:30	緑の相談所、サンサントワー、屋内休憩室、風車、オートキャンプ場のみ利用中止 (3/6～3/31)	4/1～ サンサントワー、風車、オートキャンプ場のクアルームのみ利用中止	那須野が原公園管理事務所 0287-36-1220 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
26	県土	みかも山公園	8:30-18:30	・フラワートレインは3/25～ 利用開始 ・緑の相談所、万葉館のみ利用中止 (3/6～3/31)	4/1～ 全ての施設の利用再開	みかも山公園管理事務所 0282-55-7272 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
27	県土	日光田母沢御用邸記念公園	8:30-16:30	3/25～ 開園	同左	日光田母沢御用邸記念公園 0288-53-6767 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
28	県土	日光だいや川公園	8:30-17:30	緑の相談所、オートキャンプ場、だいや体験館のみ利用中止 (3/6～3/31)	4/1～ オートキャンプ場のシャワー設備、だいや体験館のみ利用中止	日光だいや川公園 0288-23-0111 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
29	県土	とちぎわんぱく公園	8:30-16:30	・わんぱくトレインは3/25～ 利用開始 ・こどもの城、体験工房、ゴッコ遊びコーナー、ふしぎの船、カヌーの家、メルヘンハウスのみ利用中止 (3/6～3/31)	4/1～ 全ての施設の利用再開	とちぎわんぱく公園 0282-86-5855 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
30	県土	とちぎ明治の森記念館(旧青木家那須別邸)	火曜日～日曜日 冬期(10～3月) 9:00～16:30 夏期(4～9月) 9:00～17:30	3/25～ 開館	同左	那須塩原市生涯学習課 0287-37-5419 道路保全課 028-623-2425

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の問合せ先
				対応状況(～3/31)	今後の対応(4/1～)	
21	教委	総合運動公園	8:30～17:30  4/1～所管部局変更 県土 → 教委	陸上競技場屋内諸室、 本球場屋内諸室、サッカー・ラグビー場クラブハウス、武道館、相撲場、トレーニングセンターのみ利用中止 (3/6～3/31)	4/1～開館 ・更衣室、シャワー、屋内観客席の利用は禁止 ・武道館の第1・第2道場は利用休止	総合運動公園北・中央エリア指定管理グループ (指定管理者) Tel.028-615-0581  スポーツ振興課 Tel.028-623-3414
31	教委	栃木県総合教育センター	・学習情報センター、生涯学習ボランティアセンター 10:00～17:00	3/25～ 利用可 ・利用者が集中する場合は利用制限	同左	生涯学習部 Tel.028-665-7206  総務課 Tel.028-623-3352
			・図書資料室 平日9:00～17:00 土日10:00～17:00			生涯学習部 Tel.028-665-7206  総務課 Tel.028-623-3352
			・施設貸出(研修室、体育館、等) 平日9:00～21:00 土日9:00～17:00			総務部 Tel.028-665-7200  総務課 Tel.028-623-3352
32	教委	文書館	平日 9:00～17:00	3/25～ 利用可 ・利用者が集中した場合は利用制限	同左	文書館 Tel.028-623-3450  総務課 Tel.028-623-3352
33	教委	県立図書館	火～日 9:00～19:00 ※土日祝は17:00まで	3/31までは資料整理期間(3/26～3/31)を含めて休館期間を延長	4/7～開館 ・閲覧席、学習室及び音楽鑑賞室等の利用休止 ※4/5までは事前予約による資料貸出サービスを実施	県立図書館 Tel.028-622-5111  生涯学習課 Tel.028-623-3405
34	教委	青少年教育施設 (芳賀青年の家)	休所日 ・月曜日(第3除く) ・第3日曜・祝日 ・12/27～1/5	休館(3/6～3/31)	4/1～利用再開	芳賀青年の家 Tel.0285-72-2273  生涯学習課 Tel.028-623-3405
35	教委	青少年教育施設 (太平少年自然の家)	休所日 ・日曜日 ・祝日 ・12/27～1/5	休館(3/6～3/31)	4/1～利用再開	太平少年自然の家 Tel.0282-24-8551  生涯学習課 Tel.028-623-3405
36	教委	青少年教育施設 (なす高原自然の家)	休所日 12/29～1/3	休館(3/6～3/31)	4/1～利用再開	(公財)とちぎ未来づくり財団 (指定管理者) Tel.0287-76-6240  生涯学習課 Tel.028-623-3405
37	教委	青少年教育施設 (とちぎ海浜自然の家)	休所日 12/29～1/3	休館(3/6～3/31)	4/1～利用再開  ・プール及び更衣室は利用休止を継続	(公財)とちぎ未来づくり財団 (指定管理者) Tel.0291-37-4004  生涯学習課 Tel.028-623-3405

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の間合せ先
				対応状況（～3/31）	今後の対応（4/1～）	
38	教委	県体育館	9:00～21:00	3/25～ 閉館 ・更衣室、シャワー、観客席の利用は禁止 ・3/25～ 高校生以下利用自粛解除 ・プール館の臨時休館は継続	同左	(公財)栃木県体育協会（指定管理者） Tel.028-622-4201  スポーツ振興課 Tel.028-623-3414
39	教委	県南体育館	9:00～21:00	県体育館に同じ ・トレーニング室の休止は継続	同左	小山市（指定管理者） Tel.0285-21-0021  スポーツ振興課 Tel.028-623-3414
40	教委	県北体育館	9:00～21:00	県体育館に同じ ・トレーニング室の休止は継続	同左	大田原市（指定管理者） Tel.0287-22-8012  スポーツ振興課 Tel.028-623-3414
41	教委	県体育館分館	9:00～21:00	県体育館に同じ	同左	環境整備㈱（指定管理者） Tel.028-664-3002  スポーツ振興課 Tel.028-623-3414
42	教委	温水プール館	9:00～21:00	臨時休館を継続	同左	小山市（指定管理者） Tel.0285-22-4617  スポーツ振興課 Tel.028-623-3414
43	教委	アイスアリーナ	5:30～21:00	工事による休館 (3/25～7/31)	同左	(一財)日光市公共施設振興公社（指定管理者） Tel.0288-53-5881  スポーツ振興課 Tel.028-623-3414
44	教委	グリーンスタジアム	9:00～21:00	3/25～ 高校生以下利用自粛解除	同左	北関東総合警備保障㈱（指定管理者） Tel.028-667-0962  スポーツ振興課 Tel.028-623-3414
45	教委	埋蔵文化財センター	9:30～16:30 (土・祝は休館)	3/25～ 利用再開 ※3/31は休館	同左 ※4/1は休館	埋蔵文化財センター Tel.0285-44-8441  文化財課 Tel.028-623-3421

内閣官房  
経済産業省  
中小企業庁  
農林水産省  
観光庁

宛

新型コロナウイルス感染症の  
感染拡大に伴う観光関連事業者等  
への支援に関する要望書

令和2(2020)年4月2日

栃木県

新型コロナウイルス感染症は世界的に感染が拡大し、国単位で数万人の発症が確認されたこと等を受け、世界保健機関（WHO）においてパンデミックが宣言されるなど、世界経済は大きな影響を受けております。

本県においても、イベントの自粛や宿泊並びに観光バス等のキャンセルの増加、売上げの減少、生産活動の遅れなど、今や業種、規模、地域等に関わらず影響が深刻化しています。

本県は、日光国立公園、世界遺産である二社一寺、豊富な温泉地等を有する観光地が多いことから、これまで季節を問わず国内外から多くの観光客で賑っていましたが、3月中旬の時点で約77,000件の宿泊キャンセルが発生するなど、観光関連産業も甚大な影響を受けております。また、観光いちご園や直売所、道の駅等においても来客の減少により大きな損害が生じております。

こうしたことから、県内の観光業や宿泊業、飲食業の中小・小規模事業者は、倒産や廃業の危機に瀕しており、観光関係団体や商工団体、交通事業者から、県に対して多くの要望書が提出されるなど、積極的な支援を求める切実な声が届いております。

このような中、本県においては、「栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染予防はもとより県民の日常生活や産業への影響を最小化すべく様々な対策を講じ、全力で取り組んでいるところでありますが、感染者数が増加し、余談を許さない状況が続いており、前例のない思い切った対応が今後必要であると考えます。

つきましては、本県のこうした状況を御理解いただいた上で、事態の推移を見極めながら、次の要望について、関係省庁と連携して迅速かつ適切な支援を賜りますよう、格別なる御配慮をお願いいたします。

令和2(2020)年4月2日

栃木県知事 福田 富



## 1 金融支援対策

- (1) 中小企業信用保険法におけるセーフティネット保証の更なる要件緩和や保険料の負担軽減を図ること。
- (2) 既に政府系金融機関による実質無利子・無担保の特別貸付制度がスタートしているが、同機関への問合せ等が殺到し、電話がつながりにくいことや、事態の終息が見通せない状況であること等を踏まえ、受付体制の強化を図るとともに、実質無利子の期間の延長や融資枠の上限額の引き上げを行うこと。
- (3) 地域に根ざす民間金融機関においても、政府系金融機関と同等の融資が行えるよう指定要件の緩和等を行い、十分な運転資金が確保できるよう万全の措置を講じること。

## 2 感染拡大防止対策等

- (1) 旅館やホテル、飲食店等においては、マスクやアルコール消毒液等の衛生用品の確保が困難な状況にあることから、これらの安定的な供給を確保するとともに、衛生機器の整備等に要する経費への支援を行うこと。
- (2) 宿泊施設では、数多くの宿泊キャンセルが生じていることから、損失補てんなどの必要な措置を講じること。

## 3 誘客支援・消費喚起

- (1) 農産物、特に、肉類や花きの消費の冷え込みが著しく、売上げ減少が続いていることから、これらの消費拡大につながる対策を早急に講じること。
- (2) 地域における消費喚起を図るため、6月で期限を迎えるキャッシュレス還元制度の期間延長やプレミアム商品券の発行等の景気浮揚策を講じること。
- (3) 終息直後に国内外に向けた安全宣言を迅速に行い、風評被害を払拭するとともに、国内外にインパクトのある観光誘客キャンペーンを大々的に実施すること。
- (4) 感染が終息した段階で、国内外の観光需要の速やかな回復に向け、宿泊割引制度の創設や高速道路の無料化等、誘客促進のための取組

を行うこと。

- (5) 都道府県が、地域の実情やニーズに応じて取り組む誘客イベントやメディアを活用した誘客の実施等の地域経済を活性化するための対策を柔軟かつ幅広く実施できるよう、リーマンショック時に実施した「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」のような自由度が高く、基金造成が可能な交付金制度の創設等、地域経済の立て直しを図る取組を中長期的に支援すること。

#### 4 その他

- (1) 旅行業法に基づく各種申請手続等に係る期限の猶予、旅行業登録の更新時の基準資産額の緩和等旅行事業者の負担軽減や事業継続のための対策を講じること。
- (2) 雇用調整助成金の助成率の引上げ、支給要件や支給限度日数の緩和、手続きの簡素化等を図ること。
- (3) 売上げが減少した事業者に対し、法人税や事業税、固定資産税等の減免措置や納付期限の延長を行うなど、税の弾力的な運用を図るほか、地方公共団体の税の減収分については、国が確実に補てんすること。